

第17号議案

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の件
神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例
神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表児童厚生施設の項中「神戸市灘区鶴甲5丁目1番37号」を「神戸市灘区鶴甲3丁目4番1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

神戸市立鶴甲児童館の移転に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立児童福祉施設等に関する条例 ぬきがき

(____ は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第 3 条関係)

| 施設 の種 類 | 施設の 名称 | 施設の位置 |
|-------------------|-----------------------------------|---|
| 略 | 略 | 略 |
| 児 童 厚 生 施 設 | 略 神 戸 市 立 鶴 甲 児 童 館 略 | 略 <u>神戸市灘区鶴甲 5 丁 目 1 番 37 号</u> 略 |
| 略 | 略 | 略 |

| | | |
|--|--|----------------------------------|
| | | |
| | | |
| | | <u>神戸市灘区鶴甲 3 丁 目 4 番 1 号</u> |
| | | |